

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.001

処 分 名	排水設備等の計画の確認
処 分 の 概 要	排水設備の新設等を行おうとする者は、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書を、工事着手日の7日前までに市長に提出し、構造等が法令の規定に適合するものであるか、確認を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第8条第1項 春日部市下水道条例施行規則第5条第1項～第3項
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （排水設備等の計画の確認） 第8条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。 春日部市下水道条例施行規則 （排水設備等の計画確認の申請） 第5条 条例第8条の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書（様式第2号）を、工事着手日の7日前までに市長に提出しなければならない。
標準処理期間	7日（休日は含まない。）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎1階施設管理課下水道施設担当
備 考	

■春日部市下水道条例

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備又は前条の排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

■春日部市下水道条例施行規則

(排水設備等の計画確認の申請)

第5条 条例第8条の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書(様式第2号)を、工事着手日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、簡単なものは、その一部を省略することができる。

(1) 次に掲げる事項を表示した平面図

ア 排水設備等を設置し、又は改築しようとする土地(以下この項において「申請地」という。)の境界線

イ 申請地付近の道路及び公共下水道の配置

ウ 申請地内にある建築物及び便所、台所、浴場、流し場その他汚水を排除する施設の配置

エ 他人の排水設備等を使用するときは、その排水設備等の配置

オ 排水管の種類、配置、形状及び寸法

カ ます又はマンホールの配置

キ 土砂遮断装置、油脂遮断装置、ポンプ施設等附帯設備の配置

ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 申請地の地表、こう配及び排水管のこう配を表した縦断面図

(3) 申請地付近の見取り案内図

(4) ポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、関係法令の規定に適合していると認めるときは、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書(様式第2号)の所定の欄に確認印(様式第3号)を押印し、申請者に通知する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.002

処 分 名	排水設備等の計画の変更の確認
処 分 の 概 要	排水設備等の新設を行おうとする者は、排水設備計画確認を受けた後に計画を変更しようとするときは、その変更について書面にて届け出て、市長の確認を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 8 条第 2 項 春日部市下水道条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （排水設備等の計画の確認） 第 8 条 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、届け出ることを要しない。 春日部市下水道条例施行規則 （排水設備等の軽微な変更） 第 6 条 条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による排水設備等の軽微な変更は、排水経路を変更しないもので次に掲げるものとする。 （1） 屋内の排水管に接続する台所の流し、洗面器、手洗器及び水洗便所のタンクの大きさ又は構造等の変更 （2） トラップ、ストレーナーその他排水設備の附帯設備で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更
標準処理期間	7 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 1 階施設管理課下水道施設担当
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市下水道条例

(排水設備等の計画の確認)

第8条

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、届け出ることを要しない。

■春日部市下水道条例施行規則

(排水設備等の軽微な変更)

第6条 条例第8条第2項ただし書の規定による排水設備等の軽微な変更は、排水経路を変更しないもので次に掲げるものとする。

- (1) 屋内の排水管に接続する台所の流し、洗面器、手洗器及び水洗便所のタンクの大きさ又は構造等の変更
- (2) トラップ、ストレーナーその他排水設備の附帯設備で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.003

処 分 名	排水設備等の工事の検査
処 分 の 概 要	排水設備等の新設を行った者は、工事完了後 5 日以内に市長に届け出て、構造等が法令の規定に適合するものであるか、市の検査を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 10 条 春日部市下水道条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （排水設備等の工事の検査） 第 10 条 排水設備等の新設を行った者は、その工事の完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。 2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 春日部市下水道条例施行規則 （排水設備等の工事完了届） 第 7 条 条例第 10 条第 1 項の規定による工事が完了し、検査を受けようとする旨の届出は、排水設備等工事完了届出書兼公共下水道使用開始等届出書（様式第 4 号）によるものとする。 2 条例第 10 条第 2 項の規定による検査済証は、証票（様式第 5 号）によるものとする。 3 前項の証票は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。
標準処理期間	21 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 1 階施設管理課下水道施設担当
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市下水道条例

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

■春日部市下水道条例施行規則

(排水設備等の工事完了届)

第7条 条例第10条第1項の規定による工事が完了し、検査を受けようとする旨の届出は、排水設備等工事完了届出書兼公共下水道使用開始等届出書(様式第4号)によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による検査済証は、証票(様式第5号)によるものとする。

3 前項の証票は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.004

処 分 名	在来排水施設の認定
処 分 の 概 要	在来の排水施設を排水設備として使用する者は、市長の認定を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 11 条 春日部市下水道条例施行規則第 8 条
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （在来排水施設の認定） 第 1 1 条 在来の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。 2 前条第 2 項の規定は前項の場合に準用する。 春日部市下水道条例施行規則 （在来排水施設の認定申請） 第 8 条 条例第 11 条の規定による在来排水施設の認定を受けようとする者の申請は、在来排水施設認定申請書（様式第 6 号）によるものとする。
標準処理期間	21 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 1 階施設管理課下水道施設担当
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市下水道条例

(在来排水施設の認定)

第11条 在来の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

■春日部市下水道条例施行規則

(在来排水施設の認定申請)

第8条 条例第11条の規定による在来排水施設の認定を受けようとする者の申請は、在来排水施設認定申請書(様式第6号)によるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.005

処 分 名	指定排水設備工事店の指定
処 分 の 概 要	適格であると認めるときは、指定排水設備工事店指定証を交付する。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 9 条及び第 39 条 春日部市指定排水設備工事店規則第 6 条
審 査 基 準	春日部市指定排水設備工事店規則 （指定等） 第 6 条 市長は、第 3 条又は前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認められたものについては、春日部市指定排水設備工事店指定証（様式第 2 号。以下「指定証」という。）を交付する。 2 指定工事店は、前項の指定証を営業所内の見やすい箇所に標示し、当該指定証を紛失、又は損傷したときは、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。
標準処理期間	21 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 1 階施設管理課下水道施設担当
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

**■春日部市指定排水設備工事店規則
(指定等)**

第6条 市長は、第3条又は前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認めたものについては、春日部市指定排水設備工事店指定証(様式第2号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、前項の指定証を営業所内の見やすい箇所に標示し、当該指定証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

**■春日部市下水道条例
(排水設備等の工事の実施)**

第9条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した工事店でなければ行ってはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第39条 市長は、次に定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(1) 指定排水設備工事店指定手数料 1件につき 20,000円

(2) 指定排水設備工事店継続指定手数料 1件につき 7,500円

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.006

処 分 名	指定排水設備工事店の臨時指定
処 分 の 概 要	資格の要件を備えていない場合でも、特定の建設工事のために特に必要があると認めるときは、その建築物に係る排水設備工事に限り、指定工事店として臨時指定することができる。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第9条 春日部市指定排水設備工事店規則第7条
審 査 基 準	春日部市指定排水設備工事店規則 （臨時指定） 第7条 市長は、第2条に規定する資格の要件を備えていない場合でも、特定の建設工事のため特に必要があると認めるときは、その建築物に係る排水設備工事に限り、指定工事店として臨時に指定することができる。 2 臨時に指定する指定工事店は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事業の許可を受けているものでなければならない。
標準処理期間	21日（休日は含まない。）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎1階施設管理課下水道施設担当
備 考	

■春日部市指定排水設備工事店規則

(臨時指定)

第7条 市長は、第2条に規定する資格の要件を備えていない場合でも、特定の建設工事のため特に必要があると認めるときは、その建築物に係る排水設備工事に限り、指定工事店として臨時に指定することができる。

2 臨時に指定する指定工事店は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による管工事業の許可を受けているものでなければならない。

■春日部市指定排水設備工事店規則

(指定証の返還)

第9条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により指定の停止又は取消しを受けたとき。
- (2) 第5条に規定する継続指定が受けられなかったとき。
- (3) 営業を停止し、又は廃止したとき。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.007

処 分 名	排水設備工事責任技術者の登録
処 分 の 概 要	適格であると認められた者については、排水設備工事責任技術者証を交付するとともに、排水設備責任技術者名簿に登録する。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 39 条 春日部市指定排水設備工事店規則第 15 条第 2 項
審 査 基 準	春日部市指定排水設備工事店規則 （登録の申請） 第 15 条 2 市長は、前項に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認められた者については、春日部市排水設備工事責任技術者証（様式第 6 号。以下「責任技術者証」という。）を交付するとともに、春日部市排水設備工事責任技術者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。
標準処理期間	14 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 1 階施設管理課下水道施設担当
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市指定排水設備工事店規則

(登録の申請)

第15条

2 市長は、前項に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認めた者については、春日部市排水設備工事責任技術者証(様式第6号。以下「責任技術者証」という。)を交付するとともに、春日部市排水設備工事責任技術者名簿(以下「名簿」という。)に登録する。

■春日部市下水道条例

(手数料)

第39条 市長は、次に定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(3) 排水設備工事責任技術者登録手数料 1件につき 15,000円

(4) 排水設備工事責任技術者継続登録手数料 1件につき 4,500円

2 納付した手数料は、還付しない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課 No.008

処 分 名	占用の許可
処 分 の 概 要	公共下水道の敷地又は排水施設に物件を設け、継続して占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 37 条 春日部市下水道条例施行規則第 26 条
審 査 基 準	<p>春日部市下水道条例 (占用等)</p> <p>第 3 7 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第 2 4 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用とみなす。</p> <p>2 市長は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件</p> <p>(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業及び郵政事業に係る占用物件</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p> <p>3 第 9 条及び第 1 0 条第 1 項の規定は、第 1 項の規定により許可を受けべき占用物件（公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件に限る。）について準用する。この場合において、第 9 条及び第 1 0 条第 1 項中「排水設備等」とあるのは「占用物件」と読み替えるものとする。</p> <p>4 占用料の額及び徴収については、春日部市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年 1 3 8 号）の例による。</p>
標準処理期間	14 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 1 階施設管理課下水道施設担当
備 考	

根拠条例及び
関係法令等の抜粋

■春日部市下水道条例

(占有等)

第37条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市長は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

3 第9条及び第10条第1項の規定は、第1項の規定により許可を受けべき占有物件(公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件に限る。)について準用する。この場合において、第9条及び第10条第1項中「排水設備等」とあるのは「占有物件」と読み替えるものとする。

4 占有料の額及び徴収については、春日部市道路占有料徴収条例(平成17年条例第138号)の例による。

■春日部市下水道条例施行規則

(耐震性能)

第26条 重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設(これらを補完する施設を含む。)をいう。以下この条において同じ。)の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

(1) レベル1地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) レベル2地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

2 その他の排水施設(重要な排水施設以外の排水施設をいう。)の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。